## ○厚生労働省令第九十四号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第二十七条第一項、第五十九条第三項、第六十六条の三、第百条第一項及び第百三条第一項並びに労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）第二十二条第一項第二号の規定に基づき、並びに同法を実施するため、東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年六月十五日

厚生労働大臣　小宮山洋子

東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令

東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則（平成二十三年厚生労働省令第百五十二号）の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第一章　総則（第一条・第二条）

第二章　除染等業務における電離放射線障害の防止

第一節　線量の限度及び測定（第三条―第六条）

第二節　除染等業務の実施に関する措置（第七条―第十一条）

第三節　汚染の防止（第十二条―第十八条）

第四節　特別の教育（第十九条）

第五節　健康診断（第二十条―第二十五条）

第三章　特定線量下業務における電離放射線障害の防止

第一節　線量の限度及び測定（第二十五条の二―第二十五条の五）

第二節　特定線量下業務の実施に関する措置（第二十五条の六・第二十五条の七）

第三節　特別の教育（第二十五条の八）

第四節　被ばく歴の調査（第二十五条の九）

第四章　雑則（第二十六条―第二十九条）

附則

第一条中「除染等業務従事者」を「除染特別地域等内において、除染等業務従事者及び特定線量下業務従事者」に改める。

第二条第一項中「除染等業務」の下に「又は特定線量下業務」を加え、同条中第五項及び第六項を削り、第四項を第六項とし、第三項を第五項とし、第二項を第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4　この省令で「特定線量下業務従事者」とは、特定線量下業務に従事する労働者をいう。

第二条第一項の次に次の一項を加える。

2　この省令で「除染特別地域等」とは、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第二十五条第一項に規定する除染特別地域又は同法第三十二条第一項に規定する汚染状況重点調査地域をいう。

第二条第七項及び第八項を次のように改める。

7　この省令で「除染等業務」とは、次の各号に掲げる業務をいう。

一　除染特別地域等内における事故由来放射性物質により汚染された土壌、草木、工作物等について講ずる当該汚染に係る土壌、落葉及び落枝、水路等に堆積した汚泥等（以下「汚染土壌等」という。）の除去、当該汚染の拡散の防止その他の当該汚染の影響の低減のために必要な措置を講ずる業務（以下「土壌等の除染等の業務」という。）

二　除染特別地域等内における次のイ又はロに掲げる事故由来放射性物質により汚染された物の収集、運搬又は保管に係るもの（以下「廃棄物収集等業務」という。）

イ　前号又は次号の業務に伴い生じた土壌（当該土壌に含まれる事故由来放射性物質のうち厚生労働大臣が定める方法によって求めるセシウム百三十四及びセシウム百三十七の放射能濃度の値が一万ベクレル毎キログラムを超えるものに限る。以下「除去土壌」という。）

ロ　事故由来放射性物質により汚染された廃棄物（当該廃棄物に含まれる事故由来放射性物質のうち厚生労働大臣が定める方法によって求めるセシウム百三十四及びセシウム百三十七の放射能濃度の値が一万ベクレル毎キログラムを超えるものに限る。以下「汚染廃棄物」という。）

三　前二号に掲げる業務以外の業務であって、特定汚染土壌等（汚染土壌等であって、当該汚染土壌等に含まれる事故由来放射性物質のうち厚生労働大臣が定める方法によって求めるセシウム百三十四及びセシウム百三十七の放射能濃度の値が一万ベクレル毎キログラムを超えるものに限る。以下同じ。）を取り扱うもの（以下「特定汚染土壌等取扱業務」という。）

8　この省令で「特定線量下業務」とは、除染特別地域等内における厚生労働大臣が定める方法によって求める平均空間線量率（以下単に「平均空間線量率」という。）が事故由来放射性物質により二・五マイクロシーベルト毎時を超える場所において事業者が行う除染等業務以外の業務をいう。

第二条に次の二項を加える。

9　この省令で「除染等作業」とは、除染特別地域等内における除染等業務に係る作業をいう。

10　この省令で「特定線量下作業」とは、除染特別地域等内における特定線量下業務に係る作業をいう。

「第二章　線量の限度及び測定」を「第二章　除染等業務における電離放射線障害の防止」に改める。

第二章中第三条の前に次の節名を付する。

**第一節**　線量の限度及び測定

第五条第一項中「除染等業務従事者」の下に「（特定汚染土壌等取扱業務に従事する労働者にあっては、平均空間線量率が二・五マイクロシーベルト毎時以下の場所においてのみ特定汚染土壌等取扱業務に従事する者を除く。第六項及び第八項並びに次条及び第二十七条第二項において同じ。）」を加え、「除染特別地域等内における除染等業務に係る作業（以下「除染等作業」という。）」を「除染等作業」に改め、同条第二項中「厚生労働大臣が定める方法によって求める平均空間線量率（以下単に「平均空間線量率」という。）」を「平均空間線量率」に改める。

第六条第二項ただし書中「保存した後」の下に「又は当該除染等業務従事者に係る記録を当該除染等業務従事者が離職した後」を加える。

「第三章　除染等業務の実施に関する措置」を削る。

第七条の前に次の節名を付する。

**第二節**　除染等業務の実施に関する措置

第七条の見出しを「（事前調査等）」に改め、同条第一項中「除染等業務」の下に「（特定汚染土壌等取扱業務を除く。）」を、「、除染等作業」の下に「（特定汚染土壌等取扱業務に係る除染等作業（以下「特定汚染土壌等取扱作業」という。以下同じ。）を除く。以下この項及び第三項において同じ。）」を加え、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　事業者は、特定汚染土壌等取扱業務を行うときは、当該業務の開始前及び開始後二週間ごとに、特定汚染土壌等取扱作業を行う場所について、前項各号に掲げる事項を調査し、その結果を記録しておかなければならない。